

中央区いじめ防止基本方針に基づく取組状況等について  
(学校における取組)

(1) いじめの未然防止

- ① 人権教育の推進、道徳教育の充実  
→人権教育及び道徳教育の全体計画・年間指導計画に基づいた実施
- ② 児童・生徒一人ひとりが自己有用感を高め、達成感をもって学校生活を送ることができるよう、日常の教育活動の改善及び充実  
→・小学校において異学年が交流する縦割り活動の実施（掃除、集会、遊び等）  
・中学校における学年行事や学校行事、部活動などでの人間関係づくり
- ③ いじめは絶対に許されないという意識を学校全体、学級全体に醸成。いじめを生まない学校づくりを進める。  
→・学校内において、いじめ防止に関するスローガンの掲示  
・定期的な校長、副校長による全校児童・生徒への講話の実施
- ④ 児童会・生徒会等の主体的な活動を通して、いじめの防止等の取組が行われるよう指導・支援  
→・中学校の生徒会、生活委員会や小学校の児童会によるあいさつ活動の実施  
・幼稚園と小学校や小学校と中学校など、校種を超えた連携の実施  
・中学校の生徒会によるいじめアンケートの実施（年1回以上）  
・学級活動等において、いじめ撲滅に向けた話し合い活動の実施（年1回以上）  
・いじめ問題について話し合い今後の活動の参考にするために、生徒会が「全国いじめ問題子供サミット」に参加（平成27年1月）  
・中学校において、生徒作成の台本による「いじめロールプレイ」を活用した授業の実施（平成27年6月）

(2) いじめの早期発見

- ① アンケート調査や日常の行動観察等を通して児童・生徒の実態を把握。いじめを把握した場合には、速やかに教育委員会に報告  
→悩みのある児童に対して、担任やスクールカウンセラー、管理職による面接の実施
- ② 担任、専門教育相談員、心の教室相談員等との面談や保健室・相談室等の相談窓口による実態把握  
→スクールカウンセラーによる全員面接を小学校5年生と中学校1年生に実施（平成27年5月～7月に実施）

(3) いじめへの早期対応

- ① いじめが発見された場合やその通報を受けた場合には、特定の教職員がいじめの問題を抱え込まず、学校全体で速やかに対応  
→いじめの認知や対応は、個々の教職員が判断せず、「学校いじめ対策委員会」で検討し、校長の判断のもとに行っている。
- ② 保護者への支援・助言及び保護者会の開催などによる保護者との情報共有  
→・いじめの事実関係を保護者に連絡し、保護者の理解と納得を得た上で以後の対応について協力を求めている。  
・保護者会を開催し、事実及び学校の対応について説明するとともに、各家庭における指導の協力依頼を行った。

( )年( )組(男・女)

1. あなたはいじめをしてしまったことがありますか。

(○をつける) (どのようないじめですか)

小学校の時  ある (内容 )  
(時期 年の時 ・ 現在 )

ない  
中学校の時  ある (内容 )  
(時期 年の時 ・ 現在 )  
 ない

2. あなたはいじめをされたことがありますか。

(○をつける) (どのようないじめですか)

小学校の時  ある (内容 )  
(時期 年の時 ・ 現在 )  
 ない

中学校の時  ある (内容 )  
(時期 年の時 ・ 現在 )  
 ない

3. 人はなぜ他の人をいじめてしまうと思いますか。

[ ]

4. あなたはいじめや友だちとの関係で困ったことがあった時に相談できる人はいますか。

(○をつける) (○をつける(複数回答可))

相談できる人が  いる 友だち、学校の先生、カウンセラーの先生、親、兄弟、電話相談、  
 いない その他 ( )

5. 現在、あなたは身の回り(クラスなど)の誰かがいじめられている、もしくはいじめていることを知っていますか。(○をつける) (どのようないじめですか)

いじめられていることを  知っている ( )  
 知らない

いじめていることを  知っている ( )  
 知らない

6. あなたは友だちとの関係で困っていることはありますか。

①先輩との関係で( )

②後輩との関係で( )

③同学年の友だちとの関係で( )

④その他に、先生に相談したいことがあったら自由に書いてください。

[ ]

年 組 ( ) 名前

☆5, 6については先生方が集計をします。